

令和5年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 令和5年10月20日(金) 10:00~11:03
- 2 場 所 柏崎市産業文化会館 2階第2会議室(柏崎市)
- 3 出席者 伊澤町長、徳永副町長、平岩副町長、藤本建設課長、中里住民生活課長、相楽健康福祉課長、中野農業振興課長、朝田戸籍税務課長、木幡教育総務課長兼生涯学習課長、鈴木秘書広報課主幹、松原支援員(11人)

- 4 町民出席者 8人

5 町長あいさつ概要

今年度の町政懇談会は、残る帰還困難区域の避難指示解除に向け、先行的に下長塚及び三字行政区で除染を実施することとなった特定帰還居住区域復興再生計画について、令和6年度町税の課税の方向性について、除染後農地の保全管理から営農再開について、町内のごみの出し方について、お墓参りの際のコールセンターの受付について説明し、町政全般について皆さまからのご意見をお伺いしたい。

○町内復興の取り組みについて

- 1) 駅西地区生活拠点等の整備については、町民の皆さまの帰還や就業者、移住者向けの生活環境を整備している駅西住宅は、戸建住宅30戸、集合住宅56戸の計86戸を県が代行して段階的に進めており、北エリアについては全39戸の建設が完了した。現在39戸のうち35戸に入居されている。南エリア47戸については、昨今の世界情勢の大幅な変化により資材調達に時間を要し、当初予定から7カ月遅れの令和6年5月末入居予定となっている。南エリアについては、全47戸のうち事前登録にて15戸が入居予定となっており、残りの32戸については、令和6年1月頃を目途に入居者の募集を開始する予定。

- 2) 駅東地区の整備については、復興まちづくり計画(第三次)において旧町体育館跡地に商業施設の整備や国登録有形文化財に指定された旧田中医院の洋館を活用した交流の場の創出など、駅前から双葉厚生病院までの通りを町が先行して整備を行い、そこから波及して民間事業者などが参入し駅東に広がっていきけるような方策などを検討し進めていく。

駅東周辺での商業施設の整備については、現在、建物の設計をしている。商業施設の担い手となる事業者の公募を行い、3件の業者と現在調整を行い、令和7年度のオープンを目指して進めている。

また、役場庁舎隣接地へ小売店の整備も計画しており、町民の皆さんの生活環境の向上につなげていきたいと考えている。

- 3) 特定復興再生拠点区域内の営農再開への取り組みについては、除染後の農地は、羽鳥地区をはじめ町内6地区において、営農再開に向けた保全管理が行われている。本事業は、原則避難指示解除後3事業年度とされている。本町においては令和6年度までがその実

施期間となっている。

令和2年度に策定した双葉町地域営農再開ビジョンにより、令和7年度の営農再開に向け、地区ごとの話し合いによる地区の担い手選定や営農計画づくりを支援していく。特定復興再生拠点区域外の農地については、除染後に営農再開できるように、避難指示解除された地区同様、地区での話し合いによる営農計画づくりが進められるように支援していく。

- 4) 町内の防災対策については、今年度から防災行政無線を運用開始し、防災情報を屋外スピーカーや各家庭に貸し出し可能な戸別受信機を通じてお知らせする。災害が発生した場合には必要に応じて町コミュニティセンターや産業交流センターに避難所を開設する。本年8月には、地域の安全・安心を守るため双葉町消防団の基幹分団である第1分団と第2分団の拠点となる消防屯所を先行的に整備し完成した。
- 5) 町内の学校再開については、町内に町民の方が戻るとともに、新しい町民の方が転入され、それぞれの暮らしがはじまっている。現在町内にお住まいの世帯の中にも就学児童・生徒がおり、浪江町の学校へ区域外就学している。
- 町内での学校再開へ向けた取組みについては、本年5月に双葉町学校設置検討委員会を立ち上げ、町内での学校再開に向けて、学校教育の在り方や再開時期等について検討を進めている。

○高速道路通行料金、医療費の一部負担等の免除について

高速道路の無料措置については、無料措置期間が延長となり新しい通行カードがお手元に届いていることと思いますが、さらに延長となるよう引き続き国に求めていく。

また、医療費の一部負担金等の免除、その他、現在実施されている町民に必要な生活再建に係る支援等についても引き続き継続されるよう、国及び県、関係機関に働きかけていく。

6 説明

- ①特定帰還居住区域復興再生計画について（中里住民生活課長）
- ②令和6年度町税の課税の方向性について（朝田戸籍税務課長）
- ③農地の保全管理から営農再開について（中野農業振興課長）
- ④町内のごみの出し方について（中里住民生活課長）
- ⑤お墓参りの際のコールセンター受付について（中里住民生活課長）

7 懇談概要

（石熊：女性）

- 1点目、毎年のように話しているが、家の解体について。
- 2点目、お墓参りに行ったときに竹が出ていて、せめて春夏秋くらいは草刈りをしていただきたい。
- 3点目、マイナンバーカードによる保険証について私は現状でいいと思っているが、なぜ作らなくてはいけないのか。迷っているところである。

4 点目、健康診断で希望の日になっても連絡が来ないから、連絡したら希望通りにはいかなくてどうしたらよいか。

(建設課 松原支援員)

1 点目について、先ほどの説明事項の 1 番目に、特定帰還居住区域、拠点外での家屋の解体であったり、除染であったり、避難指示解除を進める仕組みができたというご説明をさせていただいた。現在まだ、下長塚と三字の範囲で除染が始まるということが決まったが、今後、石熊でも除染や解体、避難指示解除に向けた取り組みが始まる。

(石熊：女性)

予定はいつごろか。

(建設課 松原支援員)

1 番早ければ来年度から着手できるが、ただ、行政区ごとに一齐に始まるわけではなく、順番になってしまう。今年度中におそらくは、各行政区のどのあたりの範囲で、避難指示解除を目指す取り組みが始まるか、確実に申し上げることができるのは、石熊で住民説明会をさせていただくので、ぜひその時に、この範囲を除染するというご説明をさせていただきたいと思っている。そのため、その時にいつ頃始まるかというところまでお話できるように、国との調整をしていきたい。

(中里住民生活課長)

2 点目の墓地の除草については東電に実施してもらうことになっている。

(朝田戸籍税務課長)

3 点目のマイナンバーカードの使い道としては、コンビニで住民票が取れたり、印鑑証明が取れたりするところが便利かと思うのだが、取得については一旦役場に来ていただく必要があるといった制限もあるのでなかなか大変だと思う。保険証との連携についてはまだ国の方で検討しているところなので、今しばらく結論が出るまでお待ちいただきたい。

(相楽健康福祉課長)

4 点目の健康診断について、県内の場合であれば双葉町にいた時のように総合健診をやっているが、全町避難となり、県内は県内、県外は県外で受診してくださいということで、県外の皆さんにおいては、避難先近隣の指定された病院等で受診いただくのが基本になっている。先ほどおっしゃられた、予約はとったがなかなか病院から連絡がこないということか。

(石熊：女性)

これが 2 回目のことである。去年は大雪の時だったので、もっと暖かい時期にしなくてはいけないと思い、今年 10 月 2 日を第 1 希望として、10 月 3 日、4 日にも希望を出したのだが、10 月 2 日になっても何の連絡もないからどうなっているのかと思い病院に連絡したところ、10 月 30 日だと言われた。これでは何の意味もないと思ったし、さらに現在も未だに書類が届かない。1 週間前には来るのだろうとは思っているが。

(相楽健康福祉課長)

医療機関にお問い合わせいただくのがまず第 1 で、それでももしできないとなった場合には、償還払いという制度もあるので、町の健康福祉課の方にお問い合わせいただきたい。

(石熊：女性)

かかりつけの先生に相談したときに、最悪の場合は私のところでやればよいと言われたので、その時はお願いしますと言った。

(相楽健康福祉課長)

3 点目のご質問のマイナンバーカードと保険証の件について、少し前に情報が漏れたといっ

た問題があり、切り替えが後倒しになっている。一部でそういうセキュリティ関連の問題もあったので、戸籍税務課長からもあったが、まだ国の方で協議しているということでしばらくお待ちいただければと思う。

(鴻草：女性)

マイナンバーカードを今持っているが、そのまま健康保険証を出さないで、それで医療機関にかかることができるのか。保険証も一緒になっているのか。

(相楽健康福祉課長)

マイナンバーカードに保険証をリンクさせるかどうかという話であるが、現時点では、一緒にするのは強制ではないと思うので、その時になれば、ご案内をさせていただくような形になる。先ほども申し上げたが、現時点では皆さんにお示しできるような状況にないと思っており、静観していただきたい。

(羽鳥：男性)

先ほど資料説明があった田んぼの保全管理について、長塚、下羽鳥保全組合で農業構造改善の話が進んでおり、町の職員にも色々とお世話になって進行中であるが、今、保全管理しているところは、年間に大体どのくらいのお金がかかっているのかということ。

また、今後その事業がなくなるとなった場合、個人負担でその維持管理をしなくてはならない。そこをどのように地元の地権者が考えていかなければならないということ。それに付随して、町はどういうことを支援してくれるか聞きたい。

今、農業構造改善で本当に地権者の方々とお話して、難しいこともたくさんある。各町の保全団体の人たちも、これからそういう農業構造改善という話がもう出てきているのではないかと思うのだがいかがか。

(中野農業振興課長)

まず、保全管理の年間事業費について、町全体で年間約 8,000 万円超である。地区ごとの内訳は手元に資料がないのだが、6 地区で約 8,000 万円、人件費で約 5,000 万円から 6,000 万円となっている。地区ごとには面積割りで計算になるかと思うが、単純に ha 数で行くと、3 万 5 千円掛けるその地域の面積が限度になるので、その範囲だと思っていただければと思う。

2つ目の、今後保全管理が終わった後、町としてどう考えているかという件について、今後、下羽鳥、長塚地区については、計画推進委員会で話し合いをさせていただいて、地元の方から営農組織を作って、そこで面的にやるという方向性になっている。その後水路やため池などはどうするのかという話は今後詰めていくようになる。計画推進委員会が来月にもあるので、まず営農組織の方をやってからの話になるかと思うので、そこも地元と話し合っていきたい。

3つ目、町としての保全管理が終わった後の支援について、令和 6 年度まで保全管理させていただいて、令和 7 年度以降どうするのかということだが、1 年をかけて各地区でお話をさせていただいて、できれば今保全管理をやっている 6 地区の組織があるが、先日、組織の組合長をお招きしてお話をさせていただいて、保全管理組合が営農組織の方に切り替えできないかどうかというご相談をさせていただいた。それを踏まえて、今後その組織内で切り替えていただけるのか、新たに各地区で手を挙げていただける方がいれば、その方を中心にやっていくのかという話になっていくかと思うので、まずはその担い手の選定を先にして、4つ目の質問になっていくと思うが、基盤整備、ほ場整備の話に繋がるかと思う。まず担い手がいることが必要になってくる。そして、手を挙げていただきたい担い手が、どういう形で農業をしていくの

かということで、水稻か、畑作に切り替えていくのかということになると思う。かつ、規模要件というのもあり、20ha以上でないとは場整備ができないので、各地区において20ha規模に満たない場合、基盤整備をするかどうかということもご相談するようになると思う。現状、地権者のご負担が、以前だと12.5%の負担があったが、現在だと国の方から全面的にお金を出していただくので、地元負担はない。ほ場整備の場合、事務費の2%負担だけで済むということもあるので、今がチャンスだと思っている。なお、他の農業法人様が今の段階だと手を挙げていただいているので、仮に各地区の方で担い手として手を挙げる方がいない場合は、そちらの方を使っていただくということも考えられる。

私どもとしては、まず農地を荒らしたくないという気持ちが大きいため、まずは地元の方とお話をして、今後、地域の農業をどうしていくのかということと一緒にご相談していければということで、それに基づいて町の支援のあり方も検討したいと思っている。地元の皆さまとお話をさせていただく際にはご協力いただきたい。

(鴻草：女性)

町政懇談会で双葉の会場に出席したいと思ったのだが、当日は一時立ち入りができない日だった。双葉町での懇談会の前後に宿泊して、ついで町内を見回りに行きながら懇談会に参加できればまた違ったと思ったのだが、すでに一時立ち入りのスケジュールを組んでいるので、無理なのかもしれないが。

(鈴木秘書広報課主幹)

秘書広報課で日程調整しているので、次回以降は一時立ち入りのスケジュールが合うような形で検討させていただければと思う。

(羽鳥：男性)

少し余談になるが、燕市に引っ越した時、分水というところで構造改善が始まり、2、3年前に立派な田んぼができたなと思っていたら、先日行った時にそこが大きな更地になっていた。そんなことができるのか。

恐らく色々な制約が、農業構造改善したところにはあると思うのだが、工業団地にできるのか宅地になるか分からないが、20haくらいの田んぼがようやく10年近くたって田んぼの形になったと思ったら、そのように更地になっていた。

(徳永副町長)

詳しくその事例について私も分かっているわけではないが、一般的にはほ場整備は国費がかかっている。そうすると、補助金が投入されてそのほ場整備をやっているのだから、それ以外の用途には普通は使えないはずである。

ただし、更地にするといったことは全く例がないわけではなく、例えばそのほ場を整備したところでどうしても道路を通さなくてはならないとか、何か施設を作らなくてはならないというようなことに公共性が認められれば、それは全くないことはない。ただし、普通は国費を投入してほ場整備したところに、何か目的が違うものを作るというのは、あまり考えられないことである。今のお話はそこだけが更地になっているような感じなのか。

(羽鳥：男性)

農業構造改善した田んぼを全てに地盛りして、更地になっている。

(徳永副町長)

一般的に考えられるのは、道路用地になる場合は、そういうことが全くない話ではないのだ

が、宅地になったりとか、大規模開発で民間がそこに入ってお店を作ったりなどということは、まずあまり考えられない話なので、その状況を見ないとわからないが、相当ハードルは高いと思う。

また、ほ場整備と同時並行で進めることはある。ほ場整備で田んぼを作りながらその他に違うものを作っていくというのは中にはあるのだが、一旦ほ場整備をやって、その後にもう 1 回作り直すというのは考えづらい。道路や公共用地、公共施設で仕方ない場合以外にはあまりそのようなことはない。

閉会 11 時 03 分